諮問番号：令和３年度諮問第５４号

答申番号：令和４年度答申第１６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和元年１０月１０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、一部認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人の自立更生について

　ア　審査請求人は、平成３０年７月に当時雇用されていたＡ社から不当に解雇されたことは無効であるとして、平成３１年２月○○日、地位確認及び未払賃金の支払を求める労働審判（以下「本件労働審判」という。）を申し立て、令和元年６月○○日にＡ社から審査請求人に対し、解決金６０万円（以下「本件解決金」という。）を支払う旨の和解が成立した。

そして、令和元年８月２２日、審査請求人の手元に、本件解決金から日本司法支援センターの立替金の償還等を除いた金額４１８，０００円（以下「本件収入」という。）が本件労働審判の代理人弁護士から入金された。

イ　市府民税・国民健康保険料の滞納（以下「住民税等の滞納」という。）は、Ａ社の不当解雇に起因して生じたものであり、本件解決金は、Ａ社による解雇がなければ生じなかった不利益を補填する性格も有するものであるから、本件解決金をＡ社による解雇に起因して生じた住民税等の滞納の解消に充てることは、審査請求人の自立更生に資するものである。

また、住民税等の滞納は、差押えのおそれがあり、自己破産によって免責されないものである。

審査請求人が将来収入を得るようになり、生活保護を脱して自立するというときになって、収入の差押えを受けることになれば、自立更生が害されることは明白であり、審査請求人の自立更生のためには、住民税等の滞納を解消する必要がある。

ウ　処分庁は、本件処分に当たって、上記ア、イの事情を考慮せず、又は、軽視したため、住民税等の滞納の解消のための支出について控除しないとの判断に至っており、処分庁の判断過程に、考慮すべき事情を考慮しない、又は、不当に軽視するという瑕疵があり、本件処分は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である。

（２）本件処分に当たっての調査・検討について

ア　処分庁は、本件処分に当たって、本件労働審判において何が争われていたのか、住民税等の滞納がどのように生じたのかについて、十分な調査を行わなかった結果、①本件労働審判において審査請求人がＡ社に対し地位確認及び未払賃金の支払いを求めていたこと、②本件解決金は不当な解雇によって生じた不利益を填補する性質があったこと、③そして不当な解雇によって審査請求人が無収入となったことにより住民税等の滞納が生じていたこと等を認識できなかった。

イ　処分庁は、本件処分に当たって、尽くすべき調査・検討を尽くしておらず、その判断過程には瑕疵があり、本件処分は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である。

（３）資格取得等に係る費用の控除について

ア　処分庁は、資格試験及び就職活動に係る費用（以下「資格試験等に係る費用」という。）については、内容や金額が具体的かつ明確になっていないことから、控除は認められないと判断した旨主張する。また、処分庁は、資格試験等に係る費用については、まず、就労指導を行っている被保護者であって、必要とする場合には、その実態に係る調査確認を行うが、援助方針とは異なる就労指導に係る資格試験や就職活動については、具体的な費用の調査は不要である旨主張する。

　イ　審査請求人が控除を申し出た資格試験等に係る費用が不明であれば、処分庁には、これらを調査すべき義務がある。

　　　なお、審査請求人は、２０１９年の行政書士試験の費用（以下「本件試験費用」という。）として、行政書士の受験料７，０００円、振込手数料２００円、郵送料４３０円、交通費５２０円、模擬試験料５，０００円、六法問題集等６，５２４円の合計１９，６７４円を負担している。

　ウ　法第６３条に基づく費用返還決定に当たっては、保護の実施機関は、受給者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるか、特定の使途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかなども考慮すべきであり、このような検討の前提として、まず、費用返還の決定に先立ち、自立更生のための費用として控除（以下「自立更生控除」という。）が可能であることを受給者に説明し、その上で受領した金品の使途に関する意向・生活実態を聴取し、その自立助長に資する使途に関わる事情を調査把握する必要がある。

したがって、十分な調査を行っていないこと自体が違法又は不当であって、前記アの処分庁の主張によって、調査を尽くしていないことが正当化されることはない。

　エ　また、審査請求人の療養専念が必要であることと将来就労が可能となったときのために資格を取得することは何ら矛盾するものではない。そして当該資格の取得が審査請求人の将来の自立更生に資するものであれば、そのための費用は自立更生控除が認められるべきである。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、本件解決金の収入があったため、返還対象額４１８，０００円のうち８，０００円を超える４１０，０００円からエアコン、冷蔵庫及び家具什器の合計２２２，４８０円を控除し、資格試験等に係る費用及び住民税等の滞納についての控除は認めず、残りの１８７，５２０円を返還額として、本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を返還額から控除することが可能である。

（３）まず、本件処分に至る経過についてみると、①平成３１年３月２０日の保護開始時における処分庁の審査請求人に対する処遇方針は、療養専念指導であったこと、②審査請求人の通院先医療機関の医師による令和元年８月１日付けの診療状況についての回答には、審査請求人は○○○○○であり、稼働能力はなく、今後の見込みは判断できない旨の記載があったこと、③同年６月○○日、審査請求人は、Ａ社を相手方とする本件労働審判において、Ａ社が６０万円の本件解決金を支払うこと等で和解したこと、④同年８月２２日、審査請求人は本件解決金の６０万円のうち、日本司法支援センターへの返金等を控除した４１８，０００円（本件収入）を本件労働審判の代理人弁護士から受領したこと、⑤同月２３日、審査請求人は処分庁に対し、本件解決金を受理した旨、本件解決金で転居の際にエアコン及び冷蔵庫の購入を認めてほしい旨申し出たこと、処分庁は、審査請求人に対し、処分庁内で協議が必要であり、和解日を確認できる書類を早急に提出するよう伝えたこと、⑥同月３０日、審査請求人は処分庁に対し、転居時に鍋等を扶助してほしい旨申し出たこと、処分庁は審査請求人に対し、エアコンや冷蔵庫同様、見積もりをとり、本件解決金から控除することは可能と思われるため、早急に和解時の書類を提出するよう伝えたこと、⑦同年１０月１日、処分庁は、審査請求人に対し、本件解決金からの控除として申請したい項目を自立計画書として記載の上、提出するよう説明し、その申請をもって処分庁内で協議する旨伝えたこと、⑧同月４日、審査請求人から自立計画書（以下「本件自立計画書」という。）が提出され、本件自立計画書には、エアコン、冷蔵庫、家具什器、住民税等の滞納に係る支払及び資格試験等に係る費用の記載があったこと、⑨同月７日、処分庁は、ケース診断会議において、本件自立計画書に記載のあるエアコン、冷蔵庫及び家具什器については、認定除外と認め、住民税等の滞納については、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（以下「問答集」という。）問８の９５の答により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められず、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要なものではないことから自立更生控除は認められないとの結論に至ったこと、⑩同月１０日、処分庁は本件処分を行ったことが認められる。

（４）これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、エアコン、冷蔵庫及び家具什器の購入費用について、本件解決金からの控除が可能である等、自立更生控除について一定程度説明し、自立計画書の提出を求め、その内容を自立更生控除の検討の対象とし、組織的検討の上、審査請求人が求めたエアコン、冷蔵庫及び家具什器について返還額から控除しており、その判断には一定の合理性があると言える。

（５）次に、審査請求人は、平成３０年７月以降の住民税等の滞納はＡ社による解雇に起因して生じており、さらに、住民税等の滞納は、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差し押さえられるおそれがあり、処分庁は、これらの滞納を解消することが審査請求人の自立更生のために必要であったにもかかわらず、調査・検討を尽くさず、これらの滞納解消のための支出を控除しておらず、本件処分は違法又は不当である旨主張するので、審査請求人の住民税等の滞納についてみる。

①審査請求人には過年度の住民税等の滞納があったこと、②本件自立計画書には過年度の住民税等の滞納が記載されていたことが認められる。

審査請求人の過年度の住民税等の滞納は、審査請求人が保護開始前から滞納している債務であり、過去の債務を返還額から控除することについては、平成２４年課長通知１（１）及び問答集問８の９５の答のとおり、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められない。

したがって、処分庁が返還対象額から過年度の住民税等の滞納について、自立更生控除をしないこととした処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（６）最後に、本件自立計画書に記載があった資格試験等に係る費用についてみる。

前記（３）のとおり、①平成３１年３月２０日の保護開始時における処分庁の審査請求人に対する処遇方針は、療養専念指導であったこと、②審査請求人の通院先医療機関の医師による令和元年８月１日付けの診療状況についての回答には、審査請求人は○○○○○であり、稼働能力はなく、今後の見込みは判断できない旨の記載があったこと、③同年１０月７日、処分庁は、ケース診断会議において、資格試験等に係る費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要なものではないことから控除は認められないとの結論に至ったことが認められる。

つまり、処分庁の審査請求人に対する援助方針は療養専念指導であり、処分庁が就労指導を行っていた事実は認められず、通院先医療機関の医師による診断においても、審査請求人は○○○○○であり、稼働能力なしと診断されている。

これらのことからすると、処分庁が資格試験等に係る費用を審査請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとは認められないとし返還対象額からこれらの費用を控除しないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められ、このような判断に至ったことはやむを得ないものと言える。

（７）以上を踏まえると、８，０００円を超える返還対象額からエアコン、冷蔵庫及び家具什器を控除し、資格試験等に係る費用及び住民税等の滞納についての控除は認めず、残額を返還額とした処分庁の判断に誤りは認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　３月１７日　　諮問書の受領

令和４年　３月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１１日

口頭意見陳述申立期限：４月１１日

令和４年　４月２５日　　第１回審議

令和４年　５月　６日　　審査請求人から主張書面（令和４年４月２７日付　け）及び資料（以下「審査請求人の主張書面等」という。）の受領

令和４年　５月３０日　　第２回審議

令和４年　６月　１日　　審査会から審査請求人に対し回答の求め（回答書：令和３年６月２２日付け。以下「審査請求人の回答書」という。）

令和４年　６月２７日　　第３回審議

令和４年　８月　２日　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（４）法第６０条は、「生活上の義務」について規定しており、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と定めている。

（５）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（６）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（２）のエの（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）生活保護法による保護の実施要領について(昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第８の２は、収入として認定しないものの取扱いとして（１）から（６）を記し、（４）は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（８）平成２４年課長通知１の（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記している。

その内④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。」とし、以下の使途として、「（ア）いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）」、「（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額」、「（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

（９）問答集問８の９５の答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、審査請求人の主張書面等及び審査請求人の回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３１年３月２０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

　　　なお、保護台帳の処遇方針の欄には、「平成３１年３月２０日　療養専念指導（後略）」と記載されている。

（２）令和元年７月２９日、処分庁は、審査請求人が通院する医療機関の医師に対して審査請求人の診療状況について照会し、当該医師から同年８月１日付けの「診療状況について（回答）」の提出を受けた。

　　　上記の「診療状況について（回答）」には、病名及び初診年月日については、○○○○○（初診年月日：２０１９年３月１２日）と、稼働能力については、稼働能力なし、今後の見込みは判断できないと記載されている。

（３）令和元年８月２２日、審査請求人は、弁護士を通じて、本件収入を受領した。

（４）令和元年８月２３日、審査請求人は、処分庁に対して、本件解決金から転居の際にエアコン及び冷蔵庫の購入を認めるよう申出を行った。

（５）令和元年８月３０日、審査請求人は、処分庁に対して、転居時に鍋等を扶助するよう申出を行った。

（６）令和元年１０月１日、審査請求人は処分庁に対して、滞納処分の停止取消通知書を提出の上、住民税等の滞納について、自立更生控除をするよう申出を行い、処分庁は審査請求人に対して、本件解決金からの控除として申請したい項目を自立計画書として記載の上、提出するよう説明した。

　　　上記の滞納処分の停止取消通知書には、「次の徴収金については、滞納処分の停止をしておりましたが、（中略）地方税法第１５条の８第１項の規定により、その停止を取り消しましたので通知します。」と記載され、次の徴収金として、７件の「市民税・府民税（普通徴収）」に係る徴収金が示され、これら７件の徴収金の課税年度として、「Ｈ２９」及び「Ｈ３０」、納期限として、「Ｈ２９．８．３１」、「Ｈ２９．１０．３１」、「Ｈ３０．１．３１」、「Ｈ３０．７．２」、「Ｈ３０．８．３１」、「Ｈ３０．１０．３１」、「Ｈ３１．１．３１」、合計として「７２，５００」と記載されている。

　　　また、令和元年１０月１日付けのケース記録票には、「・財務局○○市税事務所　納税担当へ架電。滞納状況について聴取。市府民税　２９年度～３１年度第１期分まで滞納。第２期分以降は生活保護による減免適用により課税無。滞納税額８４６００円　１０／１現在　延滞金４８００円（後略）」と記載されている。

（７）令和元年１０月４日、審査請求人は処分庁に対して、本件自立計画書を提出した。

本件自立計画書には、「労働審判調定成立で収入のあった￥４１８，０００円のうち、自立計画のため　エアコン（中略）　冷蔵庫（中略）　家具什器としてＩＨコンロ　炊飯器（中略）　掃除機（中略）　電灯電球（中略）カーテン（中略）　カーテンレール（中略）　過年度市税支払い　過年度健康保険料支払い　自立後の返済負担を減〔ら〕し再び保護になるようなことがないように経済的負担を減らす為、資格試験にかかる費用　就職活動並びに就職において採用率をあげる為　就活にかかる費用　生活保護受給期間を長期としない為就職活動にかかる諸経費の負担を減らす為（後略）」と記載されている。

（８）令和元年１０月７日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件収入に係る取扱について検討した。同日付のケース診断会議記録票の会議内容・結論の欄には、「局〔局長通知〕第８―２―（４）により、直ちに自立更生のための用途に供されるものに限ること。とあり、自立計画書のエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準額）については、認定除外と認める。過年度市民税・過年度健康保険料未払分については、別冊問答集〔問答集〕（中略）問８－９５保護開始前の借金により、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。また、資格試験・就活にかかる費用については、援助方針で療養専念としており、直ちに必要な物ではないため控除は認められない。ただし、就労可能となった場合は生業扶助の説明を行う事。よって、４１８，０００円より８，０００円控除後の４１０，０００円からエアコン・冷蔵庫・家具什器（特別基準）合計２２２，４８０円を控除し残１８７，５２０円を法第６３条返還とする。」と記載されている。

（９）令和元年１０月１０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、４１８，０００円の本件収入があったことから、エアコン、冷蔵庫及び家具什器に係る経費２２４，４８０円及び次官通知第８の３の（２）のエの（イ）による８，０００円を差し引いた１８７，５２０円の返還を求める本件処分を行った。

（１０）令和元年１２月２４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１１）審査請求人の主張書面等として提出された、審査請求人が通院する医療機関の医師による令和３年７月２１日付けの就労可能証明書には、傷病の経過として、同月２０日より就労可能である旨が記載されている。

（１２）令和４年６月１日付けで、審査会は、審査請求人に対し本件試験費用を負担したことが確認できる資料を求め、同月２４日、審査請求人の回答書を受領した。

　　　審査請求人は、審査請求人の回答書において、次のアからオについて回答している。

　　ア　行政書士の受験料７，０００円について

領収書がないため、令和元年度行政書士試験に係る合否通知書及び令和３年度行政書士試験に係る資料を提出する。

　　　　なお、上記の令和元年度行政書士試験に係る合否通知書には、次の内容が記載されている。

試験場は、近畿大学東大阪キャンパス。

審査請求人の合否区分は、不合格。

合格基準点は、次の①から③のいずれも満たした者を合格とすると示されている。

①行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、１２２点以上である者

②行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、２４点以上である者、③試験全体の得点が、１８０点以上である者。

審査請求人の得点は、「法令等」が１４○点、「一般知識等」が３○点、「総得点」が１７○点。

　　　　また、上記の令和３年度行政書士試験に係る資料には、受験手数料は７，０００円で、払込みに要する費用は受験申込者の負担であり、専用の振替払込用紙により、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口で払い込みが必要である旨が記載されている。

　　イ　振込手数料２００円及び郵送料４３０円について

前記アの費用の払込み及び願書の郵送に要した費用であり、領収書等はないが、受験に際して必要であるため、これらの費用が実際に支出されたことが認められる。

　　ウ　交通費５２０円について

近鉄大阪難波駅から長瀬駅（令和元年度行政書士試験の会場である近畿大学東大阪キャンパスの最寄り駅）までの往復の電車代である。

　　エ　模擬試験料５，０００円について

伊藤塾の模擬試験代である。

領収書がないため、受験したことが確認できる資料として答案返却の資料（２０１９年度合格目標行政書士公開模擬試験中間模試記述式答案のご返却）を提出する。

　　オ　六法問題集等６，５２４円について

審査請求人が購入した書籍は次の①から③のとおりであり、消費税が８パーセントの時期に購入した。

　　　　①「うかる！行政書士　新・必須項目１１５　２０１８年度」１，６２０円

　　　　②「２０１９年度完全整理択一六法　民法」３，１３２円

③「合格革命行政書士一門一答式出るとこ千問ノック　２０１９年度版」１，９４４円

上記①から③については、何らかの割引があったため、合計金額は、６，５２４円である。

　　　　また、次の④の書籍を購入したことについて、追加で主張する。

　　　　④「２０１９年度　司法試験・予備試験スタンダード１００　②民法」４，１０４円（消費税が８パーセントの時期に購入）

　　　　なお、上記①については、書籍の表紙及び奥付（奥書）の写し並びにホームページを印刷したものが、上記②については、書籍の表紙の写しが、上記③については、書籍を紛失したとして、ホームページを印刷したものが、上記④については、書籍の表紙及び奥付（奥書）の写しが添付されている。

３　判断

（１）法第６３条は、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解するのが相当である。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第１条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められるのである。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地方裁判所平成２７年３月１０日判決、大阪高等裁判所平成１８年１２月２１日判決など参照）。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が本件収入として４１８，０００円を本件労働審判の代理人弁護士から受領したことから、返還対象額を４１８，０００円とし、次官通知第８の３の（２）のエの（イ）に基づき、８，０００円を超える４１０，０００円から、本件自立計画書に記載のある費用のうち、住民税等の滞納及び資格試験等に係る費用については控除を認めず、エアコン、冷蔵庫及び家具什器の合計２２２，４８０円を控除した１８７，５２０円を返還額として、本件処分を行ったことが認められる。

　　　前記（１）の見地に照らして、処分庁が、本件自立計画書に記載のある住民税等の滞納及び資格試験等に係る費用についての控除を認めず、返還額を決定した処分庁の判断に、①裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法性が認められるか、②裁量権の行使に妥当性を欠く点があり不当性が認められるかについて、以下検討する。

（３）審査請求人は、平成３０年７月以降の住民税等の滞納についてはＡ社による解雇に起因して生じている旨、また、住民税等の滞納は、収入や資産が生じた場合に国や自治体によって差し押さえられるおそれがあり、住民税等の滞納を解消することが審査請求人の自立更生のために必要であったにもかかわらず、処分庁は、調査・検討を尽くさず、住民税等の滞納の解消のための支出を控除せず行われた本件処分は、違法又は不当である旨主張する。

前記２（６）のとおり、住民税等の滞納は、審査請求人が平成３１年３月２０日の保護開始前から滞納しているものである。

処分庁が、平成２４年課長通知１（１）④（エ）及び問答集問８の９５の答に依拠して、審査請求人の住民税等の滞納について自立更生控除を行うことは、過去の債務を返還額から控除するととなり、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱すると判断したことは、前記１の法令等の規定及び前記（１）の見地に照らし、妥当性を欠くとまでは言えない。

（４）審査請求人は、前記２（７）のとおり、本件自立計画書において、就職活動において採用率をあげ、生活保護受給期間を長期としない等の理由により、資格試験等に係る費用について自立更生控除を求めている。

　　　一方、処分庁は、前記２（８）のとおり、審査請求人の援助方針は、療養専念であることから、資格試験等に係る費用については、直ちに必要なものではないことから控除は認められないとして、自立更生控除を行わないとしたことが認められる。

　また、審査請求人は、令和２年９月２９日付けの反論書において、前記第２の１（３）イのとおり、本件試験費用として、１９，６７４円を負担している旨主張し、処分庁は、同年１２月１４日付けの再弁明書において、援助方針とは異なる就労指導に係る資格試験や就職活動に対して具体的な費用の調査は不要である旨主張する。

このことから、審査会は、審査請求人に対し本件試験費用を負担したことが確認できる資料を求め、前記２（１２）のとおり、審査請求人の回答書において、本件試験費用として、上記の反論書で示された１９，６７４円の他、４，１０４円の費用を負担したとして資料が提出された。

　　　審査請求人の回答書から、審査請求人は、負担したことが確認できる資料としてホームページの印刷を提出した前記２（１２）オ③の書籍購入に係る費用（以下「オ③書籍購入費用」という。）を除き、本件試験費用を一定負担していると言うことができ、令和元年度行政書士試験の合格基準点が１８０点に対して審査請求人の得点が１７○点であったことに鑑みれば、審査請求人は、本件自立計画書で説明するとおり、将来的に就職活動を効率的に行い、早期に保護から脱却することを目標として、一定の活動を行っていたと評価することができる。

　　　法第１条が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることを勘案すると、保護の実施機関においては、法第６３条に基づき返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

また、法第６０条は、被保護者に対して、常に、能力に応じて勤労に励み、生活の維持及び向上に努めることを求めており、同条に規定される「勤労に励み」とは、「勤労の能力のない者、働きたくても就職、就労の口を見出し得ない者又は家庭の事情により勤労する時間的余裕のない者に対してまでも収益を上げる勤労をすることを求めるものではない。現実に勤労をし得ない者は、常に、本条に規定するような気持をもって生活するようにすべきであるという趣旨」と解されている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和５０年３月１日発行６３９頁以下）。

このような解釈基準に基づくならば、審査請求人が病気療養中であっても就労の準備としての活動は当然に禁止されるわけではないこと、また、審査請求人が行政書士試験において合格点に近い得点を獲得していた事実から推測するに、当該受験申込当時には既に就労の準備としての一定の活動ができていたものと判断するのが相当である。

審査請求人が、将来的に就職活動を効率的に行い、早期に保護から脱却することを目標として、就労の準備のために一定の活動を行い、そのために必要な費用を負担していたことは、上記の法第１条及び第６０条の趣旨に照らせば、当該費用は、自立更生控除として認め得るものであったと言える。

したがって、処分庁が、審査請求人の援助方針が療養専念指導であることのみに拘泥し、行政書士資格試験の受験等に係る費用金（オ③書籍購入費用を除く。）について直ちに必要なものではないとして、自立更生控除を行わないと判断したことは、前記（１）の見地に照らせば、その裁量権の行使において、考慮すべき事由を考慮しないことにより社会通念上少なからず妥当性を欠くものであったと言わざるを得ない。

（５）以上のことから、処分庁は、本件収入の事実を把握してから本件処分を行うに当たって、自立更生控除における裁量権の行使において、少なからず妥当性を欠く点が認められることから、本件処分は、行政書士資格試験の受験等に係る費用（オ③書籍購入費用を除く。）の返還を求める点において違法又は不当であり、その費用返還の部分についてのみ一部取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は、一部認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子